第三百四十八号

令和五年

一月二十六日

日

曜

3 2

の図に示す部分に限る。

木

(\Box)

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

字小屋ノ入一七二三の一・一七二五の一・一七二八の一(以上三筆について次

山梨県告示第二十号 及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

所において、この告示の日から令和五年二月十六日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

道路の種類 一般国道

 \equiv 道路の区域 路線名 百三十七号

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正………………………………………………………………………………

公安委員会

 目

次

示

区間 旧新 の別 敷地の幅員 (メートル

から 先まで 笛吹市御坂町下黒駒字下町屋一〇九番 笛吹市御坂町下黒駒字下町屋九八番一地先 地 旧 新 二六・〇~ 三二、五 四六・二 四九・四 延長 (メートル) 五四 五.四

山梨県告示第十九号

告

示

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

七三〇の四、一七三〇の六、字谷下一七三二の一、一七三三の二 七二五の一、一七二七の一、一七二八の一、一七二九の一から一七二九の三まで、 保安林の所在場所 南都留郡西桂町倉見字小屋ノ入一七二三の一、一七二四の一、

指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(--)立木の伐採の方法

次の森林については、 主伐は、 択伐による

Щ

梨

県公

報

第三百四十八号

令和五年一月二十六日

山梨県告示第二十一号

覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 (身延支所を除く。) において、この告示の日から令和五年二月十六日まで一般の縦 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

Щ

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

	. 1	括 岩
担 :	般国	種道類の
:	三百号	路線名
〇 巨 一	南巨摩郡身延町常葉字八斗畑三	区間
	Ді. О О	(メートル)
月三十日	令和五年一	期日開始の

山梨県告示第二十二号

規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

北杜市高根町清里字念場原三五四五番三四六地先まで北杜市高根町清里字念場原三五四五番三三地先から	百四十一号	道一般国
区間	路線名	種道類の

公 告

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎

さえき 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 長谷川徹 東京都国立市西一丁目十一番地の六 株式会社東京 幸太郎

届出の概要

- 1 県山梨市七日市場字高芝原八百四十二番外 大規模小売店舗の名称及び所在地 フーズマーケットおかじま七日市場店 山梨
- 2 変更した事項 にあっては代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

東代株	गंड
東京都国立市西一丁目十一番地の六代表取締役 半田宗晴 株式会社東京さえき	変更前
東京都国立市西一丁目十一番地の六代表取締役 長谷川徹株式会社東京さえき	変更後

変更の年月日 令和四年四月一日

3

 \equiv 届出年月日 令和五年一月十二日

四 センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

五 縦覧期間 この公告の日から令和五年五月二十六日まで

土地改良区役員の退任及び就任

村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 四ケ

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小 澤 光 昭	地南アルプス市上高砂千九十二番	令和二年三月三十一日
田	穴水秀教	地一南アルプス市下高砂二百十六番	同
同	齋藤征紀	番地南アルプス市上高砂九百八十四南アルプス市上高砂九百八十四	同

.,.								Γ									_
山梨県	同	同	監事		同	同	同		司	同		同		司	同	同	
公報	手塚建雄	穴水敬一	小澤勝博		遠藤寛	久保田光	石丸正孟		清水寿	清水文徳		小 林 元	E f f	日中和美	清水賢重	清水肇	
第三百四十八号 令和五年一月二十六日	地一地一において、一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	地南アルプス市下高砂百六十二番 同	地南アルプス市上高砂千百十五番同	_	南アルプス市寺部千百五十四番 同	十六番地南アルプス市上今諏訪千五百八同	南アルプス市榎原四百番地同		南アルプス市徳永二千六十九番 同	南アルプス市徳永二千六番地一 同	:	南アルプス市徳永五百五十八番 同	地・ジー・高石三下五一三	南アレプス市下高沙三百丘十三 司	地南アルプス市上高砂千二十九番 同	一番地 南アルプス市野牛島千七百九十 同	
	同	同	同	同	同	同		同		同	同	j	里事	役職名	就任	同	
	手塚孝二	清水文徳	穴水敬一	清水栄男	清水孝眞	清水久		田中和義		齋藤輝文	手塚光洋	/ } }	小睪光昭	氏名		杉山幸一	
	地地である。一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	南アルプス市徳永二千六番地一 同	地南アルプス市下高砂百六十二番同	南アルプス市徳永八十一番地同	南アルプス市上高砂千十三番地 同	番地 番地 高砂九百六十三 同	_	南アルプス市下高砂三百五十三 同	番地	南アルプス市上高砂千百五十九 同	南アルプス市徳永三百十四番地 同		南アルプス市上高沙千九十二番 令和一	住所就任		九 南アルプス市榎原七百二十番地 同	
五五												- - - -	令和二年四月一日	就任年月日			

Щ

梨

	令和四年六月二十日	南アルプス市上高砂千百一番地	清水景子	同
	同	南アルプス市榎原四百七番地一	西野秀一	同
	同	地南アルプス市徳永七百七十六番	山本正敏	同
	同	地南アルプス市下高砂百八十二番	穴水久夫	同
<u> </u>	同	南アルプス市上高砂千百八番地	齊藤 寛樹	監事
	同	地一南アルプス市寺部千百五十四番	遠藤寛	同
	同	十六番地南アルプス市上今諏訪千五百八	久保田光	闰
	同	地南アルプス市榎原三百二十一番	塩谷登	同

基本測量の実施

公示する。 長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により国土地理院の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸

太郎

一 測量の種類 基本測量(時空間変位確定測量)

一 測量の地域 山梨県全域

三 測量の期間 令和五年二月一日から終了を通知するまで

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

する。を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知

令和五年一月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)

測量の地域 南アルプス市上市之瀬地内外

測量の期間 令和四年四月十八日から令和四年十二月二十日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五号

県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置され、又は撤去信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

令和五年一月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信

彦

別表第一中

-
四〇二
状道路との交差点) (県道甲府精進湖線と新山梨環 甲府市落合町一、一九六番地先
入口 落合西 I·C
令和四年一二月八日 告示第一二○号

を

1	-
四〇三	四〇二
差点) 番地五先(町道同士の十字路交 中巨摩郡昭和町飯喰一、五一四	状道路との交差点) (県道甲府精進湖線と新山梨環甲府市落合町一、一九六番地先
番西州川交	入口 落合西 I·C
令和五年一月二六日 告示第五号	告示第一二〇号 告示第一二〇号

を に改める に 别 別表第六の三六七の項を次のように改める。 Щ 三六七 表第十の二、 九八 九八 九九 梨 兀 県 六 字先笛 字先笛 削 削 公 『道との十字覧(主要地方道等 路交差。 路交差。 除 除 報 削 四六一 除 点四和 点四和 二前 第 0) 路笛竹 $- \mathbf{j} \mathbf{j} \mathbf{j}$ 一川 一号と市営川中島一 号と市道元中島一一の 項を次のように改め 百四十八号 道一 担との丁 担との丁 線地と先 令和五年一月二十六日 川中島 Ш 崔 る。 島 南 南 告示第五号 告示第五号 告令 告示第一三九号令和三年一二月 南 部 スル南 次第一三九号 三年一二月 プア 告六令 告六令 京第五号 日 和五年一日 月 月 示日和 分第五号 五 一六日 六日 年 九 九 日 日 月 月 \Box \Box 別表第十六の 別表第十四 別表第十 六九二 九-五 五 Ŧ. Ŧ. 七 七 七 七 应 延士県 線川道 市 \bigcirc の六九 0 道 兀 中ル崎方主 延士県 身富 市 0 央プ南道要 線スア韮地 線川道 道 七九四 Ŧi. 身富 <u>ー</u>の 0 項及び 項を次の 先南 地南 この項 -斐市篠原 二ア 巨 摩郡 四 Ó ブ [〇六の ように改める。 ス市有野 南 部町 ン七郡東地内 両号番士 弋

'n Ħ, 七〇 七 0) 項 の次に次 のように加える。

を

路先南

立 交差点) E巨摩郡 E

叫道との丁字人四○六番地

豊岡

宣示第四八号 平成二五年四月

八日

五

七〇八

市

道

市府

市道同士の十つの市堀之内町

下字路交差点)

先

府南 甲

告示第五号 六日 二十二

月二

別表第十

五 七〇九 市 地南 先ア ル プ え市平 計出· 〇六四 崗 七八五番地 番地 七六六番 先 香 南部 甲 スル南 スル南 斐 プア プア 告示第五号 六日 二十二 月 月 月 月

九 00

°を①け原車

除②ん付両 く③引・~

鰍スル南

沢

号告日

示第

Ŧī.

五.

 \bigcirc

プア

令

Ŧ.

月和

次に次のように加える。

| | 徐②け原車 | く③ん付両 | °を引・(几 \bigcirc 南 部 号告日 令 月和 示第

Ŧi.

Ħ.

項を次 0 ように改める

四〇六 削除 南甲府 令和五年一月二 別表第十六の二、七三〇の項を次のように改める。 キボ第五号 おおお おおお おおお しょう はいかい かんしょう しょうしゅ しょうしゅう しょうしゅ しょうしゅ しょうしゅ しょうしゅう しょう しょうしゅう しょう しょうしゅう しょうしゅう しょう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょう しょうしゅう しょうしゅう しょう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょう しょう しょうしゃ しょう	四〇五 頻 4	削除		府一令和五年一月二	一、三六五 削除	
○六 削除 南甲府 令和五年一月二 別表第十六の二、 前下府 令和五年一月二 別表第十六の二、	匹 (C 五	削除	甲	告六令 示日和	ナ 五 削	
	四〇六	削除	南甲		十六の二、	の項を次のように改める。

別表第十六の八五二の項及び八五三の項を次のように改める。

八 五 三	八 五 二
削除	削除
笛吹	笛吹
告示第五号 二六日 二六日 年 一	告示第五号 二六日 年 一
月	月

別表第十六の一、二八二の項及び一、二八三の項を次のように改める。

· 六和五年一日	笛吹	削除	一、二八三
告示第五号 令和五年一	笛吹	削除	一、二八二

別表第十六の一、三三二の項から一、三三五の項までを次のように改める。

一、三三五削除	一、三三四削除	一、三三三削除	一、三三一削除
笛吹	笛吹	笛吹	笛吹
告示第五号 六日 一月二	告示第五号 六日 一月二	告示第五号 六日 一月二	告示第五号 六日 一月二

別表第十六の一、三六五の項を次のように改める。

11、七三0	別表第十六の二、	一、三六五
削除		削除
	七三〇の項を次のように改める。	
笛吹		笛吹
令和五年一月二		告示第五号 六日 六日 一月二

7、七三〇	
削除	
笛吹	
告示第五号 六日 六日 一月二	

別表第十六の三、一二七の項及び三、一二八の項を次のように改める。

	南甲府	削除	三、一二八
令和五年一月二 告示第五号	南甲府	削除	三、一二七

別表第十六の三、二五四の項を次のように改める。

三、二五四	
削除	
笛吹	
告示第五号 六日 六日 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	

別表第十六の四、五八〇の項及び四、五八一の項を次のように改める。

告示第五号 六日 令和五年一月二	プ南 スア ル	削除	五八一	四、
告示第五号 六日 一月二	プ南 スア ル	削除	五八〇	四、

別表第十六の七、七二一の項から七、七二三の項までを次のように改める。

七、	ŧ,
七二二	七11-1
削除	削除
プ南 スア ル	プ南 スア ル
告示第五号 告示第五号	告示第五号 六日 六日 二十二

Г														
山梨県公報	一二、一四六	一二、一四五	一二、一四四四	別表第十六の一	一〇、九二三	別表第十六の一	一〇、三三五	別表第十六の一	I	八 九 九 一	別表第十六の『	八、六八八	第十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	七、七二三
	市道	市道	市道		削除	О, Л.	削除	Q		削除	八、九九九九九九	削除		削除
第三百四十八号 令和五年一月二十六日	東進車両) 東進車両) ・ 東進車両)	進車両) (市道同士の十字路交差点・南甲府市城東五丁目一五番八号先	・西進車両)・西進車両)	四三の項の次に次のように加える。		二三の項を次のように改める。		三二五の項を次のように改める。			○の項及び八、九九一の項を次の		八の項を次のように改める。	
六日	甲府	甲府	甲府		南甲府		笛吹		ス		ルし改	甲 斐		プ南 スア ル
	令和五年一月二 告示第五号	告示第五年一月二 六日 二十二	告示第五号 六日 六日 六日 二 十二 十二 十二		告示第五年一月二		告示第五号 六日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 月 二 一 月 二 一 月 二 一 月 二 一 月 二 一 月 二 一 月 二 一 月 二 一 月 二 一 月 二 一 一 一 一		五号	五 第	令和五年一月二	告示第五 年一月二		告示第五号 令和五年一月二
-														
		= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =				<u> </u>		= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	111′1	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
	五九	五八	五七	五六	五五五	1	五. 四	五三	五二	五二	五〇	四九	四八	世七
	町道	町道	市道	市道	市道	, i		市道	市道	市道	市道	市道	市道	市道
	差点・東進車両) 番地一先(町道同士の十字路交 南巨摩郡富士川町最勝寺八七二	交差点・西進車両)で差点・西進車両)南巨摩郡富士川町最勝寺一、一	十字路交差点・西進車両) ・北杜市大泉町西井出八、二四〇	十字路交差点・東進車両)北杜市大泉町西井出八、二四〇	車両) 車両) 中斐市大下条七四三番地六先(車両) 車両) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	斐市玉川一、七四七番地先両) ガイラ路交差点・南	万草引ニシーニ各で全京、万重のコントニとのできまり、七四四番地先(車両)市道同士の十字路交差点・東進甲斐市大下条九四五番地五先(・南進車両) ・南進車両) ・南進車両、八七四番	点・北進車両) 点・北進車両) 内では、北進車両) 点・北進車両) 点・北進車両) にいる はいました はいました はいました はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	進車両) (市道同士の十字路交差点・西南アルプス市藤田四〇一番地先	点・東進車両) 本地先(市道同士の十字路交差南アルプス市加賀美三、二六五	車両) 市道同士の十字路交差点・北進 甲府市城東四丁目一番一号先(
	鰍沢	鰍沢	北杜	北杜	甲斐	3	甲	甲斐	甲斐	プ南 スア ル	プ南 スア ル	プ南 スア ル	プ南 スア ル	甲府
二九	令和五年一月二 告示第五号	告示第五 号 五号 月 五号	告示第五号 号示第五号 号	告示第五号 合和五年一月二	告示第五号 六日 六日 六日 六日 六日 六日 六日 六日 六日 六日 六日 八月 八月 八月 八月 八月 八月 八月 八月 八月 八月 八月 八月 八月	五 4 号 -	令和五年一月二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	令和五年一月	告示第五号 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	告示第五号 六日 六日 六日 二 一 月二	告示第五号 合和五年一月	告示第五号 六日 六日 六日 二月二	告示第五号 六日 六日 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十	令和五年一月二 六日 六日

Щ 梨 県

の四九の項及び五○の項を次のよ	別表第三十の二の	別		で 一 で 一			線	
	線		上 一 一 一 一 一 一 一 二 二 六 日 二 二 二 二 二 二 二 二 一 二 一 一 一 一 一	配貨車 中物両 の集(甲	二番一二号先まで(六メート 型号先から甲府市丸の内一丁目 単府市丸の内一丁目 終日 車		府方主 韮道要 崎甲地	三八
一六番四号先まで(八メート号先から甲府市丸の内二丁目甲府市人の内二丁目	四方	<u></u>		める。	の項及び三九の項を次のように改	一の三八	三十の二	別表第三十
「L)可に リースをの項を次のように改め	第三十の二	別	告示第五号 六日 六日 一月二	上野原	西進車両) 上野原市上野原一、七三八番地	市道	一七〇	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
者一を分ける	<u> </u>		告示第五号 六日 六日 一月二	上野原	東進車両) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市道	一六九	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
これが一分にはでくしょっている。日本の内二丁目二九番三甲府市丸の内二丁目二九番三甲の一丁目二九番三	[四 方主 	四	告示第五号 六日 六日 一月二	上野原	・西進車両) 上野原市上野原一、七一三番地	市道	一六八	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
ル) 番四号先まで(八メート二九番四号先まで(八メート	線府力 非道 崎甲		告示第五号 六日 六日 一月二	上野原	・東進車両) 三先(市道同士の十字路交差点 上野原市上野原一、八四七番地	市道	一六七	1 1
市丸の内二二	四三 主要地	四	告示第五号 六日 六日 一月二	大月	進車両) (市道同士の丁字路交差点・西 が留市つる五丁目一番七五号先	市道	一 六 六	= ;
ル) 「日本では、一五メート」 「日本では、一五メート」 「日本では、一五メート」 「日本では、一五メート」	線府方主線府方主	חַ	告示第五号 六日 六日 一月二	田富士吉	点・東進車両) 点・東進車両) ニューニューニューニューニューニューニューニューニューニューニューニューニューニ	市道	一 六 五	
デルン マート 目しなっ	三 彩	ц	告示第五号 六日 六日 一月二	田富士吉	点・西進車両) 富士吉田市上吉田四丁目一番一	市道	一六四	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
号先(四メートル) 甲府市丸の内一丁目八番一三	泉府方主 韮道要 崎甲地	四	告示第五号 六日 六日 一月二	笛吹	点・南進車両) ・南進車両) ・本の中では、五六○番	市道	一六三	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
の四一の項から四四の項までを次	別表第三十の二の	別 [告示第五号 六日 六日 一月二	笛吹	進車両)(市道同士の十字路交差点・北笛吹市御坂町成田四九六番地先	市道	一六二	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
です (ハ ハ	線府力 韮道 崎甲		告示第五号 六日 六日 一月二	南部	南巨摩郡身延町梅平一、七〇二南巨摩郡身延町梅平一、七〇二	町道	一六一	1 1,
おおり、	三九 方主要 地	<u> </u>	告示第五号 六日 六日 一月二	南部	点・東進車両帯巨摩郡身延町梅平一、六四三南巨摩郡身延町梅平一、六四三	町 道	- ナハ - ナハ	

<u>四</u> 四	四三	四二	四一	別表統	三九
線府方主 菲道要 崎甲地	線府方主 菲道要 崎甲地	線府方主 菲道要 崎甲地	線府方主 韮道要 崎甲地	第三十の二の	線府方主 韮道要 崎甲地
ル)	ル) 番四号先まで(八メート二九番四号先まで(八メートー 日本の内二丁目二九番六	ル) 八番八号先まで(二五メート 円帯市丸の内一丁目 日本の内一丁目八番一〇	号先(四メートル)	別表第三十の二の四一の項から四四の項までを次のように改め	ル) 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
終 日	終日	終日	終日	のよう	終日
)限車配貨車 る両中物両 。にの集()限車配貨車 る両中物両 。にの集へ)限車配貨車 る両中物両 。にの集へ)限車配貨車 る両中物両 。にの集(うに改める	で限車配貨車 る両中物両 。にの集へ
甲府	甲府	甲府	甲 府	3.	甲府
告示 第五 号 一 号	告示 第五日 一 号 一 号 一 号 一 号 一 号 一 号 一 号	告示第五年 完工工年 一	告示第五 月二六日 五 号 一		告示 第 五 五 号

(第三十の二の四九の 項及び五○の項を次のように改める。

終日

甲府

告示第五 第二六 五 号

限車配貨車 る両中物両 。 にの集へ

山梨	五二別表	四九
県公報	線府方主 ボー 線府方主 ボー 線府方主 ボー	線府方主
第三百四十八号 令和五年一月二十六日	五二 主要地 甲府市丸の内二丁目一七番 一	号先(一六メートル)
月月	終 日	終日
十六日	で限車配貨車 る両中物両 。。にの集へ での集へ での集へ での集へ での集へ での集へ である)限車配貨車 る両中物両 。にの集へ
	甲府	甲府
	告月令 示二和 第六五 五日年 号 一	告月二 完 第二 五 五 号 号

発行者 山 梨	山梨県公報
果	
甲府市丸の内一丁目六番一号	第三百四十八号
自六番一号	令和五年一月二十六日
印刷所(株サンニチ印刷)	六日
甲府市北口二丁目六番	
	11111